

長岡保太郎氏

協調會理事

添田敬一郎氏

神戶 正雄氏

小畑源之助氏

船田 中氏

三輪 壽壯氏

赤木 朝治氏

兒玉 政次氏

千葉 了氏

松村勝治郎氏

以上の諸氏を委員とせる同委員會は九月二十九日以来十一月十二日に至るまで四回の委員會の結果、大要次の如き意見の一致を見ることか出來た。即ち、勞働組合法に於ては組合の主たる目的を勞働生活諸條件の維持向上によるものとし、他方經營民主化の施設と相俟つて、

産業の發達を期すべきことが勞働組合の現下必然の要請なりとし、團結、罷業及協約に関する事項は勞働の基本権として之を承認する他、法章を簡明にして組合今後の發達に應じて修補を加ふることとし、取締規定の如きは必要なる最少限度に止め、組合の自主的機能の發揮により國民經濟の發達に大なる役割を期待せんとした。斯かる決定に基き、勞働立法に関する意見として十一月十四日之を厚生省初め關係官廳へ建議して、勞働組合法制定に関する参考に資したのである。

勞働立法に関する意見

一、勞働組織化に関する立法は勞働組合法、勞働協約